

■リフォーム基本工事及び住環境向上工事一覧表

(1) リフォーム基本工事

| 申請タイプ | | リフォーム基本工事の内容 | |
|------------|--------|---|--|
| 長寿命・省エネタイプ | 長寿命タイプ | 住宅の長寿命化を目的とする工事で、次のいずれかに該当するもの（シールのみの打替え工事を除く。） (1) 屋根のふき替え，防水，塗装その他屋根工事 (2) 外壁の張替え，塗装その他外装工事 | |
| | 省エネタイプ | 窓 | 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「省エネ基準」という。）及び「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計，施工及び維持保全の指針」（平成25年国土交通省告示第907号）に適合することとなる工事 |
| | | 天井 | 天井の断熱性能を高める工事で、「省エネ基準」に適合するもの（注） |
| | | 壁 | 壁の断熱性能を高める工事で、「省エネ基準」に適合するもの（注） |
| | | 床 | 床の断熱性能を高める工事で、「省エネ基準」に適合するもの（注） |
| バリアフリータイプ | 階段 | 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号。以下「設計指針」という。）に適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |
| | 廊下 | 「設計指針」に適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |
| | 浴室 | 「設計指針」に適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |
| | 便所 | 「設計指針」に適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |
| | 床 | 「設計指針」に適合することとなる工事 | |
| | 建具 | 「設計指針」に適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |
| | その他 | 「設計指針」に規定する床及び壁の仕上げに適合することとなる工事。ただし，市長が相当の理由があると認めるときは，別に定めるところによる。 | |

| | |
|--------------|--|
| 安全・安心タイプ（耐震） | 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅に係る住環境向上工事で、松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成23年要綱第91号）に基づく補助金の交付に係る耐震改修工事に併せて行うもの |
| 子育て応援タイプ | 子育て世帯（18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯をいう。）の住宅に係る住環境向上工事 |

（注） 省エネタイプを選択する者は、窓のリフォーム基本工事を行う場合に限り、その部屋の天井、壁又は床のリフォーム基本工事を行うことができる。ただし、部屋の全ての窓が「省エネ基準」相当に適合している場合は、この限りでない。

（2）住環境向上工事

| 工事の区分 | 住環境向上工事の内容 |
|-------|--|
| 外装工事 | (1) 屋根のふき替え、防水又は塗装その他の屋根工事 (2) 外壁の張替え、塗装、シールの打替えその他の外装工事 (3) 前各号に掲げる工事と一体として行うガラスの取替え、雨どいの取替えその他の樋工事 |
| 内部工事 | 内装工事、左官工事、建具工事又は造作工事 |
| 設備工事 | 浴室工事、厨房工事、衛生設備工事その他これらの工事に附帯する工事（家電等のみを設置し、又は取り替える工事を除く。） |
| 増改築工事 | 既存住宅の増改築工事（既存住宅の全部の解体工事を除く。） |

（注） 補助対象工事の施工後に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価の申請を行うときは、当該申請に係る手数料を補助対象経費に加えることができる。